

旧制成城高等学校の創設

影 山 昇

目 次

はじめに

- I 旧制高等学校の出発とそこでの教育
 - II 高等学校の整備拡充と増設
 - III 成城高等学校の創設
 - 1 成城高等学校創設までの成城教育の歩み
 - 2 成城高等学校の創設
 - 3 教育の方針と教授陣
- むすび
〈付・資料〉「成城高等学校」(成城学園編・刊『成城学園案内』昭和10年)
〈成城学園教育研究所・所蔵〉

はじめに

旧制成城高等学校が開校したのは大正15年(1926)4月のことである。創設者の沢柳政太郎は数少ない私立高等学校として選ばれた使命を重視し、自主独往の社会的有為な人材の育成を目指した。

私立であっても、同校卒業生は帝国大学へ、定員に空席のある学部であれば無試験で入学できる権利を与えられていただけに、成城高等学校設立の実現は成城教育の内実の質的向上を裏付けるものであった。

さればこそ、敗戦後の一連の教育改革のすすむなかで、昭和25年(1950)2月20日、旧制高等学校の実績が評価されたことで、成城高等学校を母体とした新制大学として成城大学経済学部及び理学部の設置が認可され、昭和25年度から新発足をみることができ、今日の発展をみるまでに到っているのである。

そこで本稿では、旧制高等学校の出発とそこで展開された教育の内実を踏まえて誕生した成城高等学校創設の経緯の解明を目指すこととした。

I 旧制高等学校の出発とそこでの教育

旧制高等学校は、明治27年（1894）6月の「高等学校令」（勅令・第75号）の公布による従来の高等中学校の改称に始まり、旧教育制度として昭和25年（1950）3月に廃止されるまでのほぼ56年間にわたって存在した学校である。

しかし、「高等学校令」の公布は、単なる改称にとどまるものではなく、それまでの高等中学校よりもさらに徹底した専門学科の教育を重視するとしたところに制度改革の特色を持たせ、但し書きとして「帝国大学ニ入学スル者ノ為メ予科ヲ設クルコトヲ得」としたものであった¹⁾。

かくして、この改革の任に当った文部省の岡田良平は、「此の改正の精神は、帝国大学の外に、低い大学を沢山つくつて、もつと短い年限の間に、専門の学術を修めさせやうといふのであつて、井上さん（筆者注・井上毅文部大臣のこと）は内心大学としたかつたのであるが、帝国大学の反対を恐れ、大学の名を遠慮して独逸のホホ・シューレーに倣つて高等学校といふ名称の下に、各種の専門部を置く事とした訳である」²⁾と述べている。

ここにおいて明治27年9月11日より「高等学校令」が施行されるにともない、第一から第五までの各高等中学校はみな第一から第五までの高等学校と改称され、山口高等中学校に関しても文部省告示で山口高等学校と改称されている。

その後、第六高等学校（岡山）・第七高等学校（鹿児島）・第八高等学校（名古屋）が創設されたが、その間に山口高等学校が山口高等商業学校に転換したところから、高等学校はすべてナンバー・スクールとなつたのであり、[表一1]³⁾はこうした一連の高等学校の設置状況を示したものである。

ところで、これら一連の高等学校の教育に関しては、明治27年7月に定められた「高等学校修業年限及入学程度」により、各高等学校医学部

表一 旧制高等学校の設置状況（1894～1908）

名 称		所在地	設置年月日	備 考
第一高等学校 (1894.6.25改称)	大学予科 医 学 部	東京 千葉	1894.7.12 〃	→1901.4.1千葉医專
第二高等学校 (1894.6.25改称)	大学予科 医 学 部	仙 台	〃 〃	→1901.4.1仙台医專
第三高等学校 (1894.6.25改称)	大学予科 法 学 部 工 学 部 医 学 部	京 都 岡 山	1897.4.17 1894.7.12 〃 〃)→1901.4.1廃止 →1901.4.1岡山医專
第四高等学校 (1894.6.25改称)	大学予科 医 学 部	金 沢	〃 〃	→1901.4.1金沢医專
第五高等学校 (1894.6.25改称)	大学予科 工 学 部 医 学 部	熊 本 長 崎	1897.4.17 1894.7.12	→1906.3.31熊本高專 →1901.4.1長崎医專
第六高等学校 (1900.3.29設置)	大学予科	岡 山	1900.4.19	
第七高等学校造土館 (1901.3.31設置)	大学予科	鹿児島	1901.6.7	
第八高等学校 (1908.3.31設置)	大学予科	名古屋	1908.4.8	
山口高等学校 (1894.9.27改称)	大学予科	山 口	1894.9.27	→1905.2.2山口高商

と第三高等学校法学部・工学部は4年、医学部でも薬学科と大学予科とは3年の修業年限で、入学資格については尋常中学校卒業程度ということになった。そして大学予科は、第一部が法科及び文科志望者、第二部が工科・理科及び農科（獸医科を含む）志望者、第三部が医科志望者を対象とする3部構成をとり、各部それぞれ異なる学科課程が編成されていた。

そこで大学予科各部における学科構成をみると、全般的には外国語の授業時間数の占める割合が高いことが特徴で、第一部では国語・漢文の授業時数が外国語に次いで多いことも目立つ。そして外国語についても第一部では第1外国語として法科志望者は独語もしくは仏語、文科では英文科志望者が英語で仏文科志望者が当然仏語、その他の学科志望者は

独語としていた。さらに第二部においては、第1外国語は英語で第2外国語が独語と決められており、第三部では第1外国語が独語で第2外国語は随意科目とするなど⁴⁾、各部の性格が外国語履修方式に顕著に出ていたことも大きな特色としてここで指摘しておきたい（[表一2] 参照）。

表一2 高等学校の大学予科各部における外国語の比較⁵⁾

（外国語時間数／授業総時間数）

		第一 部 法・文	第二 部 工・理・農	第三 部 医
1894.7.21 「高等学校大学予科学科規程」	一年	14/30	13/30	12/29
	二年	12/30	12/30	12/28
	三年	14/30・12/30	10/30	12/30

その後、高等学校の大学予科に関する規程はしばしば改正されているが、そのなかでも最も顕著かつ重要なものが明治33年（1900）8月の改正になるものであった。（→「高等学校大学予科学科規程」〈文部省令・第18号〉）

しかして、改正に際し文部省は各高等学校に対して、次のような趣旨の訓令を発している。

高等学校大学予科ハ帝国大学ノ予備教育ヲ施ス処ナルヲ以テ大学ニ於ケル各専門学科ノ授業ヲ受クルニ必要ナル知識ヲ授クルヲ以テ目的トシ予備学科ノ区劃多岐ニ涉リ其ノ修スル所却テ散漫ニ流ル、カ如キハ務メテ之ヲ避ケサルヘカラス故ニ新規程ニ於テハ予備学科ノ区劃ハ成ルヘク之ヲ大体ニ止メ各学科ノ配当及其ノ授業時数等ニ適當ナ改正ヲ施シ以テ確実ナル予備教育ノ本領ヲ完カラシムコトヲ期ス⁶⁾

そこで主要な改正点を集約すると、まず第1に「徳性ノ涵養ハ教育ノ第一義ニシテ高等学校ニ於テモ常ニ意ヲ此ニ致シ其ノ完成ヲ企図スヘキハ固ヨリ弁ヲ俟タスト雖モ旧規程ニ於テハ倫理科ノ授業時数ニ一定ノ規程ナキヲ以テ各学校ニ於ケル施行ノ方法齊一ナラス」⁷⁾といった実情だ

表一3 旧制高等学校生徒数の変遷(1894~1903)

年 次	大 学 予 科	元高等中学校		学 部				合 計	
		予 科	補 充 科	医 学 部			法 学 部	工 学 部	
				医 科	薬 学 科	計			
1894	1,909	944	61	1,322	101	1,423	70	95	4,502
1895	2,275	361	—	1,317	87	1,404	109	140	4,289
1896	2,580	—	—	1,394	75	1,469	55	127	4,231
1897	2,675	—	—	1,471	85	1,556	42	163	4,436
1898	2,898	—	—	1,502	109	1,611	19	136	4,664
1899	3,171	—	—	1,681	125	1,806	0	113	5,090
1900	3,602	—	—	1,805	139	1,944	0	138	5,684
1901	4,191	—	—	—	—	—	—	170	4,361
1902	4,609	—	—	—	—	—	—	172	4,781
1903	4,890	—	—	—	—	—	—	184	5,074

ったところから、「倫理」を毎週1時間（第3年次のみ）各部に配当して德育の徹底を期さんとしたことが指摘できよう。続く第2には、「従来ノ経験ニ徵スルニ高等学校ヲ卒業シ進ミテ大学ニ入ル者ノ欠点ハ外国語ノ力ノ不充分ナル」⁸⁾をもって、各部を通じて外国語の授業時数をさらに増やしたことである。さらに第3は、第一部では数学や理科分野での学科の負担を軽くし、第二部と第三部においても「国語及漢文」を「国語」と改めるとともに該当授業時数を大幅に減少させていることも特記できよう⁹⁾。

かくして、高等中学校から高等学校へと改称された旧制高等学校は[表一3]¹⁰⁾にみられる如く、明治34年（1901）に各高等学校医学部が独立するや各校ともに本体が大学予科となり、次第に高等学校自体が帝国大学に連結する予備教育機関へと大きく転換していくところとなつていったのである。

なお、ここで明治35年（1902）4月に定められた「高等学校大学予科入学試験規程」（文部省告示・第82号）を中心として、高等学校への入学試験の情況につき言及する。

すなわち、日清戦争以降、中学校は増設の一途を辿り、したがって大学予科進学志望者は年々増大していった（[表一4]¹¹⁾参照）。

だが、高等学校への入学が許可されず進路に迷う者も激増し、各高等

表一4 中学校教育の発達

年 度	中学校	教 員	生 徒
明治 26	69	998	19,563
27	73	1,100	22,515
28	87	1,324	30,871
29	100	1,722	40,778
30	118	2,200	52,671
31	136	2,608	61,632
32	166	3,102	69,179
33	194	3,748	78,315
34	216	4,233	88,391
35	236	4,681	95,027
36	249	4,793	98,000
37	254	4,839	101,196
38	259	5,113	104,968
39	271	5,338	108,531
40	278	5,462	111,436

学校においても、「多少入学に難易を生じ比較的優秀者にして志願者多き学校に受験したるが為に落第し、比較的劣等者も入学志願者少き学校に受験したるが為に及第することあり其間不公平を來すこと」¹²⁾も起つてきたということで、文部省では入学試験規程を定めて委員も文部省が任命し、同日に同一問題で全国の志願者を対象に一齊に各地で入学試験を実施し、成績の順序に従って入学定員数に達するまでの者を選抜して各高等学校にこれを配当するという“総合選抜試験制”を採用しているのである¹³⁾。しかも、この方式を可能とした要因は、各高等学校での教育内容の同一性であり、これも帝国大学に連結する予備的教育機関としての高等学校の教育の等質性を実現した文部省の意図に適っていたからであった。

II 高等学校の整備拡充と増設

大正5年（1916）10月に成立した寺内正毅内閣は多年にわたる懸案の学制改革問題に対処してその目処をつけることを使命として、翌6年（1917）9月に平田東助を総裁に、久保田譲を副総裁とし、朝野の教育に關係する有識者40人以内の委員をもって構成する内閣直属の臨時教育

会議を設け、これに諮詢してわが国の今後の教育全般に及ぶ改革を断行しようとした¹⁴⁾。

しかして内閣総理大臣が行なった諮問は第1号から第9号まであり、その表題をみると、小学教育とか高等普通教育、大学教育及び専門教育、師範教育の改善、視学制度、女子教育、実業教育、通俗教育、学校制度と多岐にわたるものであった。

かくて臨時教育会議では、大正6年10月1日に第1回総会が開かれてから同8年(1919)3月23日の第30回総会にいたるまで、約1年半にわたって集中的に検討され、答申(建議)案の起草も行なわれており、開催された委員会回数も83回にまで達している¹⁵⁾。

そこで高等学校教育に関連した諮問をみると、「男子ノ高等普通教育ニ關シ改善ヲ施スヘキモノナキカ若シ之アリトセハ其要点及方法如何」(諮問第2号)¹⁶⁾とあり、その答申は大正7年(1918)1月17日と同年5月2日の2回に分けて提出されている。そして最初の答申は高等学校制度全般に関することが記述されており、続く答申は男子高等普通教育(中学校・高等学校)の性格や課程に関する事項が主たる内容のものであった¹⁷⁾。このうち、ここでは最初の答申内容についてみることにする。

すなわち答申内容は以下の12項目から成っている。

- 一、高等学校ハ高等普通教育ヲ授クル所トス
- 二、高等学校ノ修業年限ハ三年トス
- 三、高等学校第一学年ニハ中学校第四学年修了者ヲ入学セシム
- 四、高等学校ハ官立、公立、私立(財團法人ノ設立)トス
- 五、高等学校ハ单独ニ之ヲ設置シ又ハ尋常科四年高等科三年合計修業年限七年ノ制ニ依リテ之ヲ設置スルコトヲ得シム
- 六、高等学校及七年制高等学校高等科ノ学科ヲ分チテ文科及理科トス
- 七、高等学校及七年制高等学校高等科ニ於テハ第二外国語ハ之ヲ隨意科目トス
- 八、高等学校及七年制高等学校高等科ノ第三学年ヲ卒リタル者ハ帝国大学ニ入学スルコトヲ得シム
- 九、高等学校及七年制高等学校高等科ニハ其ノ第三学年ノ上ニ更ニ修業年限一年ノ課程ヲ置クコトヲ得シメ此課程ヲ卒リタル者ニ

- ハ相当ノ称号ヲ付与ス
十，七年制高等学校ノ尋常科竝中学校ニハ予科ヲ置クコトヲ得シム
十一，現在ノ高等学校令及高等中学校令ハ之ヲ廃止ス
十二，中学校ノ修業年限ハ現制ノ通トス¹⁸⁾

このほか、臨時教育会議では高等学校制度の改革に関連した施設や教員の点についても審議も重ねられており、教員については師範学校に関する答申で、高等学校教員に対しては教員免許状制度を採用すべきことを提案している¹⁹⁾。

ここにおいて、寺内閣に代わった原敬内閣の下で、答申内容に基づき「高等学校令(案)」が作成されたが、原案は枢密院で修正された上、可決されている。

そこで修正内容をみると、高等普通教育の「完成」を明示するとともに「特ニ国民道徳ノ充実ニ力ムヘキモノ」と付記したこと、さらに予科設置に関して、これを例外的措置としたことといった諸点であった。そして大正7年12月6日にいたり全20箇条から構成されている「高等学校令」(勅令・第389号)が公布され、翌8年(1919)4月1日より施行されることとなった²⁰⁾。

このことに伴い、明治27年(1894)以来の「高等学校令」と明治44年(1911)7月に公布されたがその実施が見送られていた「高等中学校令」(全13箇条から成るもので、高等学校を再び高等中学校と改称して明治46年4月1日より本令を施行せしめる予定であったもの)とは、ともに廃止されている²¹⁾。

ところで、上記のように高等学校制度の整備が図られていくなかで、高等教育機関の拡充を期した建議案が臨時教育会議で沢柳政太郎らによって提出されている。

その後、この建議案は提案者から撤回されるに及んでいるが、その趣旨そのものは「高等学校令」中に実質化されているので、次にその建議案をみてみる²²⁾。

高等教育機関施設ニ關スル建議案

高等教育機関ノ不足ハ顯著ナル事實ナルカ就中高等学校ノ収容力少
ク有為ノ青年ノ大志ヲ抱キテ而カモ之ヲ遂クル能ハサル者年々多キ

ヲ加フルハ国家ノ前途ニ考ヘ頗ル憂慮スヘキコトニ属ス政府ハ速力ニ之ニ対スル適宜ノ措置ヲ採ラレンコトヲ望ム²³⁾。

この建議案に盛られている高等学校増設計画の具体化を促す動きの背景には中学教育の発達があり、高等学校進学志望者が激増し、高等学校の入学試験の競争率の増大は大きな社会問題にまで発展していた。

そこで原内閣時代になり、この問題解決に向けての高等学校増設具体化のための計画が着々と実行に移されることとなっていく。

しかし、帝国議会での高等教育機関拡張に関する議事を列挙してみると以下の通りであった。

第40議会

高等学校入学試験制に関する質問（衆議院）

第41議会

高等学校創設及拡張費支弁に関する法律案（両院）

高等教育機関増設に関する質問（両院）

第42議会

高等教育機関拡張に関する質問及高等教育にのみ力を入れて普通教育を軽視する点に関する質問（両院）

第44議会

高等学校昇格問題に関する建議質問又決議案（両院）

第46議会

高等学校昇格問題に関する質問（衆議院）²⁴⁾

ところで原内閣による高等学校拡張計画は、大正8年度から13年度にいたる6年間に8校のものを25校にまで増設するというもので²⁵⁾、その具体的な進行状況をみると、大正7年4月開会の帝国議会（第40議会）で新潟・松本・山口・松山の各官立高等学校の新設が承認されており、ついで同年末の帝国議会（第41議会）で、大正8年度一般総予算のなかに水戸・山形・佐賀の各官立高等学校新設に要する経費を計上している²⁶⁾。その際に、同議会で「高等諸学校創設及拡張費支弁ニ関スル法律案」（→「政府ハ大正八年度ヨリ大正十三年度ニ至ル六年度ニ於テ高等諸学校創設及拡張支弁ノ為総額三千四百五十五万円ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ為

表一5 新設の官立高等学校一覧

学 校 名		設 置 年 月 日
新潟高等学校	3年制	
松本高等学校	〃	
山口高等学校	〃	
松山高等学校	〃	
水戸高等学校	〃	
山形高等学校	〃	
佐賀高等学校	〃	
弘前高等学校	〃	
松江高等学校	〃	
東京高等学校	7年制	
大阪高等学校	3年制	
浦和高等学校	〃	
福岡高等学校	〃	
静岡高等学校	〃	
高知高等学校	〃	
姫路高等学校	〃	
広島高等学校	〃	
		大正8(1919)年4月14日
		大正9(1920)年4月17日
		大正9(1920)年11月26日
		大正10(1921)年11月8日
		大正11(1922)年8月24日
		大正12(1923)年12月10日

備考・設置年月日は文部省直轄諸学校官制改正の年月日による。

表一6 新設の公立高等学校一覧

学 校 名		管 理 者	設 置 年 月 日
富山高等学校	7年制	富 山 県	大正12(1923)年10月16日
浪速高等学校	〃	大 阪 府	大正15(1926)年3月22日
府立高等学校	〃	東 京 府	昭和4(1929)年2月1日

表一7 新設の私立高等学校一覧

学 校 名		設 立 者	設 置 年 月 日
武蔵高等学校	7年制	財団法人 根津育英会	大正10(1921)年12月14日
甲南高等学校	〃	財団法人 甲南学園	大正12(1923)年1月18日
成蹊高等学校	〃	財団法人 成蹊学園	大正14(1925)年2月7日
成城高等学校	〃	財団法人 成城学園	大正15(1926)年3月17日

スコトヲ得（以下略）」を審議し、これを可決している²⁷⁾。

こうして最終的に新設をみた高等学校17校は〔表一5〕²⁸⁾にみる通りであるが、文部省所管外の新設高等学校としては大正11年（1922）3月に創設された台北高等学校（7年制＝台湾総督府所管）があり²⁹⁾、さらに大正末期から昭和初期にかけて公立3校（〔表一6〕³⁰⁾）、私立4校（〔表一7〕³¹⁾）の各高等学校が誕生しており、私立高等学校中の1校が成城高等学校であった。

III 成城高等学校の創設

1 成城高等学校創設までの成城教育の歩み

成城学園五十周年史編集委員会編集『成城学園五十年』中の「序」で妹尾一三は、成城教育50年を次のように総括している。

大正六年即ち一九一七年、当時我国の教育が明治時代を通じて、外観のみは完璧に近い進歩を遂げたとは云ふものの、煩瑣な形式によつて固定し、画一化して來た事を批判し、「生きた教育」云ひかへれば生き生きした精神によつて児童を教育すべき時であるとして、我国教育界の最高峰にいらした沢柳政太郎博士が、その新教育運動の実験の場として、牛込に創立された、ささやかな小学校がそれから五十年、その間幾多の困難と障害を克服し、茨の道を切り開いて着々と発展の過程を辿り今日では幼稚園から大学院までを含む総合学園として大きく成長し、本年（昭和四十二年、一九六七年）めでたく五十周年を迎へる事が出来ました事は誠に喜びに堪へない次第であります³²⁾。

つまり成城高等学校は、大正6年（1917）4月4日、東京市牛込区（現在の新宿区）原町3丁目・私立成城中学校の校舎の一部に創立された成城小学校の教育を母体にして誕生した教育機関であった。

そこで成城高等学校同窓会発行『成城文化史』（昭和11年12月20日）中の「成城文化史年表」を中心に、成城小学校の創立から成城高等学校誕生までの成城学園の歩みを以下に摘記する。

大正 6 年 (1917)	
4 月 4 日	沢柳政太郎博士牛込区成城中学校敷地内に成城小学校を創設
大正 8 年 (1919)	
8 月 3 日	小原国芳氏主事に就任
大正 9 年 (1920)	
4 月 1 日	教育問題研究会発足 (同年 4 月 1 日『教育問題研究』創刊)
11月11～16日	成城小学校第 1 回研究会
大正10年 (1921)	
8 月 1 日	沢柳校長、小西・長田両顧問と欧米教育視察
11月27日	学芸会 父兄会・成城第二中学校設立に就き協議
大正11年 (1922)	
3 月 20 日	成城小学校第 1 回卒業式
4 月 11 日	成城第二中学校設立
6 月 30 日	沢柳校長一行帰朝
11月 3 日	小学校・第二中学校合同第 1 回体育祭
大正12年 (1923)	
6 月 6 日	沢柳校長、万国教育会議 (サンフランシスコ) のため渡米。翌月 28 日帰朝
大正13年 (1924)	
4 月 2 日	成城学園・大阪毎日の招聘により、ヘレン・ パーカスト女史来朝
7 日	パーカスト女史来学
5 月 14 日	パーカスト女史送別学芸会
12月 1 日	東京児童音楽園 (後の成城音楽園) 創立
大正14年 (1925)	
1 月 1 日	ナトルプ文庫、学園に譲与される
4 月 12 日	第二中学校、府下砧村へ移転、開校式。小学校も併設し、成城玉川小学校と称す
5 月 5 日	幼稚園創立
大正15年 (1926)	
3 月 15 日	「高等学校令」による成城高等学校 (7 年制) 設立認可され、成城第二中学校を廃止する
17 日	沢柳政太郎、成城高等学校長就任の件、認可

- される
- 4月2日 成城高等学校教員数・専任教員及び兼任教員割合の件、認可される。なお高等学校尋常科はパーカスト夫人のダルトン・プランに基づく教育の継続を決める
- 21日 成城高等学校開校式。成城高等学校校友会も生まれる³³⁾

その後、昭和2年（1927）3月14日には成城高等女学校の設立も認可され同年4月11日、成城高等女学校の入学式が挙行されており³⁴⁾、ここに財団法人成城学園は文字通り幼稚園・小学校・高等女学校及び高等学校から成る総合一貫教育機関としての確固たる基盤を固めたことになるのである。

2 成城高等学校の創設

成城第二中学校が設立された翌年の大正12年（1923）、全父兄を会員とする後援会が生まれ、すでにこの時点から7年制高等学校を設立しようとする動きがみられた。

その間の経緯を『成城学園廿五年史稿』中では以下のように説明している。

成城小学校設立当初から有志の父兄は種々学校の教育に協力援助を惜しまなかつたのであるが、大正十二年二月、保護者全員を網羅した成城および成城第二中学校後援会が成立した。保護者全員一八五名、会費月五拾銭、座長一名（藤田一松）、委員各級二名あてを決定するにいたつた。後援会は成立間もなく学校拡張というもっとも困難且つ重大なる問題に直面した。当時その局に当つた人々の熱誠賢明な努力がなかつたならば、今日の学園も成城高等学校も存在しなかつたであろう。同年四月の委員会で、七年制高校創立の問題が取り上げられ、六月十六日に之を決定し、学校拡張事業実行委員十七名を挙げ、更にその中から計画委員を委嘱した。委員は坂出鳴海、吉岡源一郎、平石貞市、香山春三、鈴木憲太郎、加治木武助、鈴木庄吉の七氏である³⁵⁾。

こうした高等学校創立に向けての努力の積み重ねがみのり、大正15年(1926)4月、7年制の成城高等学校が開校をみたのである。

大正14年に発行された『成城の教育(高等学校建設の理由)』中にも、以下にみるように3点にわたって設立の理由と今後の抱負について具体的に記述されている。

一、我が國の中等教育の現状は、初等教育のそれに較べて遙に遜色があります。人間教育として遺憾なるものが頗る多いと思ひます。人間全体として見るときに、或る一方に偏し、或は師弟間の情誼の無味乾燥なる、或は生徒個性の甚だしく無視され、或は青年心理の理解なき、或はその教育教授の方法の拙劣にして工夫なく、殊に教育の中心核たるべき教師的熱誠なき等、實に挙げ来れば、根本的に考へ直すべきものが、余りにも多くございます。成城第二中学校が生れたのも、實にこゝに見る所があつたからであります。

二、日本の学校教育は、上級の学校への入学試験の為にいたく損ぜられます。殊に近年の入学試験準備の如きは、児童も親も教師も慘めなものです。

成城小学校が囊に第一回卒業生を出すに当り、他にこれを送るに忍びず、小学校の連続して生れたのが、實に第二中学校です。尋常一年より中学五年迄、否な進んでは高等学校三年までも連続して終始一貫して系統的に教育を施して頂きたいのが私共の衷心の願でございました。今やその願は達して、

三、愈々大正十五年四月より七年制高等学校開設の申請を致しました。而も高等教育の実情は中学教育の拙劣なるよりも、一層甚だしきものが多いのは、國家の為めに歎かはしき事でございます。吾が成城高等学校は實に其の革進の大使命をも果たしたいと念願して居ります³⁶⁾。

ここにおいて待望の成城高等学校は大正15年4月に創設・開校し、同月21日には第1回入学式が挙行された。(校長・沢柳政太郎、主事・小原国芳)

尋常科4年・高等科3年の合計7年の修業年限をもつ高等学校として誕生をみた成城高等学校の尋常科(主任・仲原善忠)は、各学年定員80

名、3学級編成（1学級25乃至30名）とし、高等科（主事・銅直勇）は各学年120名で文科・理科に分かれ、そのそれそれで第1外国語として英語を履修するクラスと独語を履修するクラスとに分けて甲類・乙類としている（1学年は文科甲類・文科乙類・理科甲類・理科乙類の4クラスそれぞれ30名編成）³⁷⁾。

ところで入学式当日の沢柳校長は、生徒・保護者・教職員を前にして訓示を行なっているが、その内容はその後に「成城高等学校の教育精神」「沢柳精神」「沢柳教書」等とも呼ばれ、現在にいたるも成城学園の教育を支える沢柳の教育精神が見事に表現されているものとして受け繼がれている。

そこで沢柳校長のいわゆる「沢柳教書」の内容を以下でみてみることにする。

まず冒頭で、

人生は真善美を理想すると言われるが、学校は真理が行われ、道理が通り、又美的な所でありたい³⁸⁾。

と述べ、現実の社会ではこの理想はなかなか実現できないものであっても、学校では比較的この理想は実現できるものと確信しているとしている。

されば、「学校には無理があつてはならぬ。不道徳が行れてはならぬ。醜事があつてはならぬ。^{いやしく}苟^{かく}も道理に適つたことは学校では適用せねばならぬ。道徳も然り。若し校長か主事か教師が道理に背くことがあつたら何人も之を非難してよい」³⁹⁾と述べ、あわせ学校の一般社会で占める位置づけと生徒一人ひとりが自らの人生を切り拓いていくための指針を堅持することの大切さを説いている。

学校は一小社会である。而かも道徳と道理が行わるとせば一小の理想の小社会である。社会は共同生活である。共同生活は自主独立のものが協力し和合し一致して生活することである。我が成城学園は一面厭くまで独立自尊以て個性の暢伸を期すると同時に、相互の間に和合があり協力があり、一致があり扶助^{ふじよ}があらねばならぬ。虚偽は真理に反し道徳に反する。ウソは最も斥^{しりぞ}くべきものである。

進歩の過程にある世の中には虚偽が多い。我が成城学園にはウソイツワリは最大の禁物である。極力之を斥けたい。我が成城学園の学徒は、真善美を理想として其の実現を力むる者であろう。されど時に過つことがあり、非理不徳の行いに陥ることがあろう。唯、我が学園の学生は其の非を指摘され、又自ら覚るときは潔くその過を悔い改めるものでありたい。決して包み隠すようなことがあつてはならぬ⁴⁰⁾。

かくして成城高等学校においては、「他の長を探り、我が短を補うは修養、学習の要訣である。若し先進たる高等学校に学ぶ長所があれば之を学びたい」⁴¹⁾として、「一高の誇りと称するは自治である。眞の自治は甚だよい。自治も形式のみでは駄目。自学自習と自治自律は我が成城の特色として範を天下に示したい」⁴²⁾と第一高等学校の校風を支える“自治”を探り込みながら、成城独自の校風を全学挙げて創り出していくとつよく訴えている。

沢柳校長は続けて述べる。

成城学園に一つの校風を作りたいものである。道理と道徳を重んじ、非理と不徳を惡み、表裏なく氣高く而も柔軟で、学生間で重んぜらるる者は、運動技術の勝れた者や力の強い者でなく、操守堅実な者でありたい⁴³⁾。

そして以下の文で沢柳の訓示は終わっている。

以上多く真と善とについて言つた。美は美術や音楽や文学ばかりが美ではない。お互の生活が美的であらねばならぬ。発する言葉、運動に品格あらねばならぬ。衣服も住所も清酒でなければならぬ。今日、校長たる私の言つたことで、腑に落ちぬ、即ち理窟と思えぬことあらば、遠慮なく質して貰いたい。若し思い^{たゞ}誤^{あやまり}があれば必ず改めるに憚^{はばか}らない。今後言うこと、主事教師の言う所、道理と思えぬことあらば、忌憚なく質すがよい⁴⁴⁾。

3 教育の方針と教授陣

成城高等学校の開校に際して掲げられた教育の理想は、「全人教育」の旗の下に、次の4条が掲げられている。

- 一 体育
- 二 知育
- 三 情操陶冶
- 四 意志の鍛練

続く教育の方針は、「愛情」に基く4条を重視することとしている。

- 一 個性尊重
- 二 自学自習
- 三 科学的研究を基とする教育
- 四 自然と親しむ教育

この4目標をみると、明治以降のわが国の教育が外観的には見事な成果を得たものとしているが、煩瑣な形式によって固定し、画一化していた教育の現実を成城小学校は批判し、“生きた教育”・“生き生きした精神によって児童を教育すべきである”として4目標（一、個性尊重の教育（付・能率の高い教育）」「二、自然に親しむ教育（付・剛健不撓の教育）」「三、心情の教育（付・鑑賞の教育）」「四、科学的研究を基とする教育」）を掲げて大胆な新教育の実践に踏み出した。4目標中の3項目が同一であり、成城小学校→成城高等学校13年間一貫教育を目指していたことがうかがえよう⁴⁵⁾。

こうして誕生をみた成城高等学校の教育を担った教授陣を最後にみておく。

教授陣一覧（大正15年3月現在・着任順）

- [校長] 文学博士 沢柳政太郎
- [主事] 文学士 小原国芳 修（高・尋）
- [教諭] 文部検定 田中末広 国（尋）
高師卒業 田中宜太郎 英（尋）

獨逸音樂	真条俊雄	音(高・尋)
東京音樂 學校卒業	梁田 真	音(高・尋)
文部檢定	落合盛吉	生(尋)
高師卒業	仲原善忠	地(尋)
文學士	榎本保彦	英(高)
文學士	ブリヂス	英
高師卒業	田尾一一	國・獨(高)
英學塾卒業	塩月よね	英(尋)
理學士	高松三二	化(高・尋)
文學士	川田一郎	國・修(高)
文學士	銅直勇	國・漢(高)
[特別講座]	文學博士	小西重直
[同]	理學博士	小倉金之助
[同]	東大講師	松浦一
[同]	工學博士	佐藤定吉
[研究顧問]	文學士	長田新
[同]		野口援太郎
[顧問]	文學博士	小西重直
[同]	医学博士	三島通良

以下、同年4月着任の教授陣

理學士	相原要之進	數(高)
文學士	井上思外雄	英(高)
高師卒業	窪小谷菊治	數(尋)
高師卒業	野沢 浩	地(尋)
文學士	神田喜一郎	歴(高)
文學士	倉野憲司	國(高)
物理學校卒	坂入俊雄	數(尋)
理學士	副島恒春	地(高・尋)
理學士	田上光	動(高)
理學士	藤田孝吉	化(高)
文學士	小山直三郎	獨(高)
理學士	渡辺篤	植(高)
医学博士	平岩真市	校医 ⁴⁶⁾

ちなみに成城高等学校高等科の第1回卒業式は昭和4年（1929）3月3日に挙行されているが、卒業生64名の進路の内訳をみると、東京帝国大学進学者が27%、京都帝国大学進学者が44%で、これに他の帝国大学進学者を加えると、合計93%にも及んでおり、このなかには成城小学校以来の生徒7名も含まれていた⁴⁷⁾。

むすび

大正15年（1926）4月21日に開校・入学式を挙行し、昭和25年（1950）3月31日に廃止されるまでの25年間の成城高等学校の歴代学校経営責任者は〔表一8〕⁴⁸⁾にみる通りであった。

また成城高等学校最後の卒業式は昭和25年3月2日の第22回卒業式であったが、昭和23年（1948）4月1日に新発足をみた新制の成城学園高等学校の時には従って旧制の高等学校と高等女学校は残っており、高等学校尋常科3年修了者と高等女学校3年修了者の全員が新制高等学校の1年生になっていることをここで特記しておきたい⁴⁹⁾。

さらに成城小学校との関連からみた成城高等学校の果たした社会的な役割については、門脇厚司・北村久美子（筑波大学）の調査研究「大正期新教育支持層の社会的特性—成城学園入学者父兄の特性分析をもとに—」（『筑波大学教育学系論集・第14巻第2号』1994.）の分析と考察により、

表一8 成城高等学校歴代校長

職名	氏名	就任	退任
校長	沢柳政太郎	大15. 3.15	昭 2.12.24
校長・事務取扱	小原国芳	昭 3. 2. 9	5. 4.28
校長	小原国芳	5. 4.28	8. 3.21
校長	三沢糸	8. 4.12	8. 6.11
校長	児玉秀雄	8. 6.19	8. 8.29
校長・事務取扱	銅直勇	8. 9. 5	9. 4. 5
校長	銅直勇	9. 4. 5	18. 3.31
校長・事務取扱	藤田孝吉	18. 4. 1	18. 5.11
校長	小出直三郎	18. 5.11	22. 6.12
校長・事務取扱	高橋穰	22. 6.12	24. 3.18
校長	武居文助	24. 3.18	25. 3.31

備考 大正15年3月15日設置認可。昭和24年度限り廃止

戦前からの成城学園総体の教育の推移と成城高等学校の果たした役割なり意義なりを知ることができるので、その分析結果を集約して以下で紹介する。

すなわち、その分析結果は次の7項に集約することができる。

(1) 成城小学校への入学児童数は、成城第二中学校が創立された大正11年（1922）から増加し始め、成城高等学校が創立された大正15年（1926）以降は定員を超えるようになっている。このことから、成城学園のなかに上級学校が開設されるたびに成城小学校への入学志望者が増加してきていると指摘する。

(2) 成城第二中学校、成城高等学校、成城高等女学校（昭和2年〈1927〉4月11日創立・5年制）の3校はすべて「親たちの熱意」と自主的な財政負担によって開設を実現したものである。そして熱意ある「親たち」の6割から7割が「新中間層」で占められている。されば、新学校での教育の営為は基本的に「親たち」からの強い要請に応えるものになるのが必然であったと考察する。

(3) 成城小学校の児童の保護者に「新中間層」（特に専門職）が多く、高等学校の生徒の保護者は「旧中間層」が相対的に多くなっているという具合に、学校段階によって学校支持層に差異が認められる。

このことから、成城小学校の段階では新教育の成果への期待が強く、成城高等学校段階では帝国大学進学への期待が相対的に強いことが推測されるとしている。

(4) 大正期の成城小学校入学児童は東京府内外にわたるかなり広範囲に及んでいるが、昭和期に入るや東京市及び府外からの入学児童が急減している。

このことから、時代の経過とともに、保護者の新教育への関心なり期待が次第に低下していったと推測している。

(5) 成城高等学校に入学した生徒は地元に少なく、保護者の55%が東京府外と東京市内の居住者に占められていた。

このことから、進学実績に基づく高等学校に入学させた親の期待（帝国大学への進学）が明白であったと指摘する。

(6) 継続在学率について、3項に分けて考察している。

①成城小学校から成城高等学校尋常科と成城高等女学校への継続在

表—9 各高等学校別東京帝國大学受験者・入学者數一覽

昭和7年3月現在

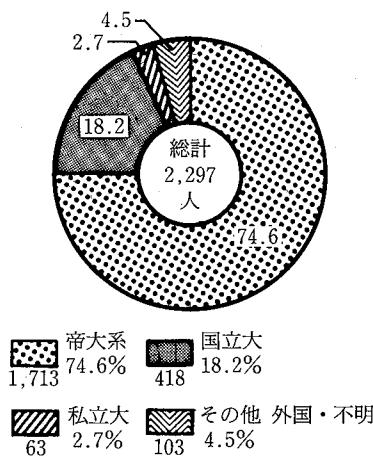
学率は89.4%（尋常科進学率はそのうちの86.7%）であり、当時の東京市における旧制中学校への進学率が20%前後であったことから、その中等教育機関進学率の高い割合が目立つ。

- ②成城高等学校の尋常科から高等科への継続在学率は57%である。
③成城小学校から成城高等学校高等科への継続進学率は、当時の東京市の高等学校進学率が3%ほどであったのに対して、実に31.3%の高率である。

以上、①～③からして、親たちは子どもを成城小学校に入学させる時点からすでに帝国大学進学を強く意識していたものと推測できるとしている。

(7) 昭和4年度から昭和24年度までの成城高等学校高等科の卒業生2297名の進路を調査した結果、帝国大学に進学した者は75%，他の国立大学に進学した者は19%に達していることを論証している（[図一] 参照）⁵⁰⁾。

図-1 成城高校卒業生の最終学歴



ここに示した(1)～(7)の分析から明確に指摘できることは、成城高等学校が帝国大学進学のための予備的教育機関として期待されていた期待を見事に果たしていたことであり、そのことを改めて裏付けるものとして昭和7年(1932)3月現在の「各高等学校別東京帝国大学受験者・入学

者数一覧」([表—9] 51) によって確認することができる所以である。

註

- 1) 教育史編纂会編修『明治以降教育制度発達史・第3巻』(竜吟社・昭和13年), 207ページ。以下『発達史』と略す。

なお、ここにいう高等中学校についていえば、明治19年(1886)4月に公布された「中学校令」(勅令・第15号)中で設立されることが決まったもので、全国を5区に分割し、各区ごとに1箇所設立された。しかして、この「中学校令」を立案した森有礼文部大臣(初代)によれば、高等中学校設立の理由は次の通りであった。

「小学校尋常中学校は中等以下のものを教育する所なれば、其教養の目的は普通実用の教育に外ならざれども、高等中学校に至ては頗之に異なり、茲に学ぶものは学科を卒業して直ちに実業に就くも又進んで専門の学科を修むるも、均しく社会上流の仲間に入るべきなり。即ち高等中学校は上流の人にして官吏なれば高等官、商業者なれば理事者、学者なれば学術専攻者の如き社会多数の思想を左右するに足るべきものを養成する所なり。然るに従前此上流の人を養成する場所は、帝國大学の外には唯々第一高等中学校ありしのみ。今日上流の人物多数を養成するの場所に乏しきこと此の如く、且特に東京にのみ之を設置するは最不便なり。加之全国各地の普通教育は日に月に進歩するを以て其俊秀を大成するの路を開かざるべからず。是高等中学校を各要地に設置する所以なり。」(『発達史・第3巻』・153ページ)

- 2) 岡田良平「私立学校の発達」(国民教育奨励会編纂『教育五十年史』(民友社・大正11年), 208-209ページ。

なお、時の井上毅文部大臣は、「今度ノ改正ニ高等中学校ヲ高等学校トシタルノ目的」として、次の3点を挙げている。

「一、従前の高等普通教育ヲ授クルノ所ヲ移シテ高等専門教育ヲ授クルノ所トシ以テ世ノ需要ト少年ノ志望ヲ順達ス

二、高等学校ノ成績ニ従ヒテハ将来ニ進メテ大学トスルノ地ヲ為シ以テ国家ノ文運ヲ進ム」

——木村匡『井上毅君教育事業小史』(明治28年)・56ページ。

- 3) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史・第4巻』(教育研究振興会・1974年), 454ページ。

- 4) 国立教育研究所編、前掲書・第4巻, 457-459ページ。

- 5) 国立教育研究所編、前掲書・第4巻, 460ページ。

- 6) 『発達史・第4卷』, 408ページ。
- 7)~9) 『発達史・第4卷』, 408-409ページ。
- 10) 国立教育研究所編, 前掲書・第4卷, 403ページ。
- 11) 文部省『学制八十年史』(大蔵省印刷局・昭和29年), 1047ページ。
- 12)~13) 『発達史・第4卷』, 410ページ。
- 14) 『発達史・第5卷』, 221ページ参照。
- 15) 仲新監修『日本近代教育史』(講談社・昭和48年), 235-236ページ。
- 16) 『発達史・第5卷』, 221ページ。
- 17) 仲新監修, 前掲書, 239-241ページ参照。
- 18) 『発達史・第5卷』, 222ページ。
- 19)~21) 国立教育研究所編, 前掲書・第5卷, 361-362ページ。
- 22) 海後宗臣編『臨時教育会議の研究』(東京大学出版会・昭和35年), 430-456ページ参照。
- 23) 海後宗臣編, 前掲書, 429ページ。
- 24)~25) 安部磯雄編『帝国議会教育議事総覽・四』(厚生閣・昭和46年), 11-12ページ。
- 26) 国立教育研究所編, 前掲書・第5卷, 365ページ。
- 27) 安部磯雄編, 前掲書・四, 103-119ページ参照。
- 28)~31) 国立教育研究所編, 前掲書・第5卷, 366-367ページ。

なお、公・私立高等学校の設置に関しては、新しく制定された「高等学校令」で「高等学校ハ官立、公立又ハ私立トス」(第2条)と規定され、公立に関しては北海道立と各府県立に限るものとし、私立に関しても財団法人にして基本財産が少くとも50万円以上有し、かつこの50万円は現金または国債証券その他文部大臣の定める有価証券とし之を日本銀行に供託し得るもので、経営につき文部大臣の監督を受けるものとされた。

その後、公立の富山高等学校は、官立(3年制)に移管されている。

——『発達史・第5卷』, 234-238ページ参照。国立教育研究所編・第5卷, 367ページ。

- 32) 成城学園五十周年史編集委員会編集『成城学園五十年』(成城学園・昭和42年), ii。
- 33)~34) 小口偉一編輯『成城文化史』(成城高等学校同窓会・昭和11年12月), 190-192ページ。(成城学園教育研究所・所蔵)
- 35) 成城学園五十周年史編集委員会編集, 前掲書, 476-477ページ所収。

表—10 高等学校高等科学科課程(毎週教授時数)表

学年 学科 学科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	文科	理科	文科	理科	文科	理科
修 身	1	1	1	1	1	1
国語及漢文	6	4	5	2	5	
第1外国語	9	8	8	6	8	6
第2外国語	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)
歴 史	3		5		4	
地 理	2					
哲 学 概 論					3	
心理・論理			2	*2	2	
法制及経済		2	2		2	
数 学	3	4		4		(2)4
自然 科 学	2		3			
物 理				3		5
化 学				3		5
植物及動物		2		2		(4)
鉱物及地質		2				
図 画		2		2		(2)
体 操	3	3	3	3	3	3
計	29	28	29	28	28	24

備考・①『明治以降教育制度発達史』第5巻より作成。

②()内の数字は随意科目又は選択科目。

③*は論理を除く。

- 36) 成城小学校・成城第二中学校・成城学校後援会事務所編・刊『成城の教育(高等学校建設の理由)』(刊行年・記述なし), 12-13ページ。(成城学園教育研究所・所蔵)
- 37) 『成城学園八十年』編集小委員会編纂『成城学園八十年』(成城学園・平成10年), 54-55ページ。
- 38)~44) 本文で引用した沢柳政太郎校長の第1回入学式の際の訓辞「成城高等学校の教育精神」の全文は、成城学園五十周年史編集委員会編集・前掲書(479-481ページ)に収められている。
- 45) 影山昇「戦前・戦後『新教育』遺産の継承と発展」(成城大学文芸学部編・刊『成城文芸・第163号』1998年)参照。
- 46) 成城学園五十周年史編集委員会編集・前掲書, 482-484ページ。

なお、全国の各高等学校高等科の教育課程は共通であるとしたところから、そこで展開された高等学校高等科教育を履修した帝国大学進学志願者が同一条件の下で受験できる体制が確立されていた。

そこで前頁に、新発足をみた成城高等学校高等科の教授陣の下で実践された全国共通の学科課程（[表一-10]）を示しておく。（国立教育研究所編・前掲書・第5巻・375ページ）

- 47) 『成城学園八十年』編集小委員会編纂、前掲書、61ページ。
 - 48) 『成城学園八十年』編集小委員会編纂、前掲書、428ページ。
 - 49) 成城学園五十周年史編集委員会編集、前掲書、630ページ
 - 50) 門脇厚司・北村久美子「大正期新教育支持層の社会的特性—成城学園入学者父兄の特性分析をもとに—」（『筑波大学教育学系論集・第14巻第2号』筑波大学教育学系・1994年）、96-98ページ。
- なお、「成城高等学校卒業生の最終学歴」の内訳の詳細は〔図一-1〕（同『論集・第14巻第2号』96ページ）参照。
- 51) 国立教育研究所編、前掲書・第5巻、420-421ページ。

＜付・資料＞

「成城高等学校」（成城学園編・刊『成城学園案内』昭和10年）・11-17ページ所収。〈成城学園教育研究所・所蔵〉

成 城 高 等 学 校

一 編成 及 び 定 員

成城高等学校は前述のやうに尋常科四年、高等科三年の七年制高等学校で、本校卒業生は各帝国大学に入学するものであります。尋常科は成城小学校及其他の小学校卒業生を選抜入学せしめ、定員三二〇人（各学年八〇人、三学級編成で各学級二五人乃至三〇人）高等科は本校尋常科修了生及び選抜による其他の中学校卒業生を入学せしめ、定員三六〇人（各学年一二〇人、文科甲類、文科乙類、理科甲類、理科乙類各一組づゝ、各学級三〇人）であります。本校では学習及訓育の徹底を期するために生徒数が過大でないやうに注意して居るのであります。

二 教育の方針及び学習・訓育・健康の状態

本校教育の趣旨は最も明に前掲の学園教育の理想に現れて居ますから

こゝに繰返しません。但し七年制高等学校に於いてはその教育の実際的取扱に於いて、在学七年間その年齢又は学年に応じて、必ずしも一律であるべきでないことは申すまでもありません。

尋常科は一般中学校のやうに本来の目的をはなれて、試験準備に没頭する必要なく、専ら生徒の人格養成、学習指導、身体の練磨に力を注ぐことが出来ます。本校に於いては特に定員を少くし、一組二五人乃至三〇人を限定とし能ふ限り個別的な行届いた教育を行ふことを念とし、学生の中途中に挫折し或は方向を誤ることのないやうに最大の努力を払ひつゝあります。学習上に於いては一斉的方法と個別的学习指導とを適当に併用し、各自の自發活動を重んずると共に、眞実な又精確なる知識の修得を十分ならしめようと努めてゐます。

高等科に於いては自己生涯に於ける職分を決定する重大時機であります。生徒各自は稍専門的学術を学ぶことによつて自己の適性を発見し将来の進路を決定し、且つその進路に横はる障礙を突破すべき勇気と準備とをなす時期であります。従つて学習上に於いては尋常科に比しその取扱上一層の鍛錬を加へることが必要であります。

すべて学習に於いては喜びと熱とをもつて十分の能率をあげ得るやう注意したいと存じて居ります。試験の如きも普通に行はれて居るやうな機械的方法や事務的取扱を避けて、生徒に十分なる学習の機會を与へ、その十分なる能率が能く考査の上に現れ得るやう配慮して居る積りであります。

訓育上に於いては虚偽りを言はず、道理と道徳を重んじ非理と不徳を惡み、表裏なく氣高く、さうして真なり善なりと信することは一歩も枉げない氣魄を持た青年を養成したいと思ひます。而も剛毅であるが粗暴でなく、真率明朗快活でのびのびとしてゐて、同時に又適當の節度あるやうにありたい。命令強制を俟たず自治自律自ら進んで遵ふべきに遵ひ、守るべきを守り、その為す所が能く一般的規律に合致するやうにありたい。生徒個々の自律的活動と團結的社會的規律訓練との調和合致、この点特に注意して行きたいと努力して居ります。酒と煙草とは本校に於いては開校以来これを禁じて居ります。質素は人の、特に又青年の美德であるから服装その他学生らしい分度と品位を保つやうにしたいと思ひます。又教育上その最大効果を挙げるためには教師と生徒と家庭との間に正しき好き理解連絡が是非とも必要であります。本校教育の一特色も亦こゝにあり、学校は出来るだけ家庭と緊密な連絡をとり、父兄も亦進んで学校と接觸し、相協力して子弟の教育指導に遺憾なきを期して居ります。

高等学校時代は申すまでもなく、心身上急速なる変化ある時期で、重大

なる疾患に犯され易いのであります。本校生徒は敢へて頑強な体軀の持主のみではありませんが、しかしその疾病率は比較的に甚だ渺少であることを特記したいと存じます。これは本校に於ける自然的及び教育的環境の与へる影響が大きいと思つて居ります。

三 設 備

設備は教室の外、講堂、図書館、アトリエ、地震計室、体育館（四一三坪）、食堂、剣道場、弓道場、馬場（乗馬五頭）、プール（五〇米×二五メートル）、園芸場、運動場（一万三千坪）、海水浴場宿舎（房州興津）等である。教室の多くは猪垣建築であります。学園の広さ凡て四万坪、丘あり坂あり、池あり林あり、森あり径あり、武藏野の大自然の環境は本学園に於いて最も恵まれたものゝ一つであります。又図書館には世界的に名あるナトルプ文庫（哲学教育）の外沢柳文庫（教育）藤井文庫（倫理哲学）辻文庫（独逸文学）等があり所蔵数約三万冊があります。

四 校 友 会 の 活 動

校友会は学校教育の好き補助機関であり、又生徒の学校生活の樂しき又意義ある半面であります。本校には学芸部に於いては弁論、文芸、新聞、演劇、音楽、美術、科学、映画、語学の各部があり、運動部には庭球、ア式蹴球、ラ式蹴球、籠球、競技、水泳、山岳、スキー、スケート、ホッケー、弓道、剣道、馬術、体操の諸部があります。何れも職員及生徒の役員によつてよく活動して居ります。特にこゝに於いては生徒の活潑なる創意と自己活動とがよき統制をもつて働いて居ると存じます。毎年秋期の全学園体育大会、及び芸術祭、科学祭、三月の卒業生送別会、夏季及冬季休業中の山海の生活等は学生生活中特に意義深く又思出多いものであります。又運動部に於いては職業的に似た所謂運動選手の運動に偏せず全徒が運動を楽しむやうにしてゐることを特記したいと存じます。運動各部には高専大会等に於いて優秀な成績をあげたこともあります。然し常にフリア・プレイを念として学生らしい品位態度を保持して居ることは本校運動部の伝統的誇りであります。

五 入 学 案 内

尋 常 科 第一学年は毎年八〇人（三学級）づゝ入学せします。然し成城小学校の卒業生が四〇人乃至五〇人づゝ入学致しますから一般小学校からの採用は約三〇人乃至四〇人で御座います。

毎年一月上旬に募集人員や考查期日等を決定発表致しますから、本校教務課宛に願書用紙や規則書等を請求せらるゝやうお願ひします。入学は小学校の成績、口頭を主とする平易な考查、人物、身体検査等を参考して採否を決定致します。

高等科 每年四月第一学年に一二〇人を入学せしめます。然し毎年約七五人乃至八五人位尋常科から進入致しますから、外部一般志願者からの採用は文科、理科、合計で約三〇人乃至四〇人位あります。

毎年十二月下旬から一月にかけて官報及び各大新聞に募集人員や考查期日等を決定発表致しますから、それによつて本校教務課宛に願書用紙や規則書、心得書等を請求なさるやうお願ひします。

採否は中学校の在学及卒業成績、学術試問（筆頭及口頭）、人物、身体検査の結果等を参考して決定致します。

授業料其他 入学考查料五円、これは入学願書と同時に納付下さい。又入学許可の上は入学料として尋常科は五円、高等科は七円を納付願ひます。

授業料は高等学校尋常科及び高等科を通じ毎年額貳百円、各学期の初に八拾円、七拾円、五拾円づゝ分納することになつて居ます。

又校友会としては入会金参円、会費年額貳拾四円であります。

授業料としては多額のやうですが、前述のやうに一学級の人員を少數にし出来るだけ効果ある教育を施す為め、又自給自足の経営原則から必然的に如何しても必要な額で、他の同種学校に比すると本校生徒一人当りの経営費は遙に少額であります。本学園創設の初めより父兄は皆その貴い親心から、その子弟を安んじて学校に託し得るやう苦心されて今日に至つて居るのであります。この点御諒承下さい。